

ヨーロッパの自然公園における地域協働

八巻一成（森林総研東北）

はじめに

地域制の自然公園制度を採用するわが国において、地域協働による公園管理の重要性が認識されてきている。本研究では、わが国と同じく地域制を採用するヨーロッパを対象に、地域協働が制度上どのように行われているのかを明らかにする。

調査方法

イギリス、ドイツ、イタリアで制度化されている自然公園を対象に現地調査を行った。具体的にはイギリスの国立公園(National Park)、特別景勝地域(Areas of Outstanding Natural Beauty)、ドイツの国立公園(Nationalpark)、自然公園(Naturpark)、イタリアの国立公園(Parco Nazionale)、地域自然公園(Parco Naturale Regionale)である。現地での聞き取りおよび収集した資料をもとに、各公園組織の意思決定部門の実態を明らかにした。

結果と考察

イギリスでは2000年田園および通行権法により、国立公園、特別景勝地域の管理組織は国、地方自治体から指名された者によって構成されることが規定されている。ピーク・ディストリクト国立公園では国からの選出は14名であり、うち8名が内務省、6名が最小行政単位である教区から選出されるほか、郡、市町村といった地方自治体からは16名の合計30名が選出される。コッツウォルズ特別景勝地域では、国、教区、地方自治体から各々15名、8名、17名の合計40名が選出される。

ドイツでは、各公園の設置に関する条例や規則で管理運営組織の構成が決められている。バイエリッシャーバルト国立公園は100%州有地であるため、管理は基本的に州が設置する公園局によって行われてきた。しかし、関係市町村が参加できる話し合いの場がなかったことに対する不満から、関係市町村が加わる国立公園協議会が1997年に設立された。その構成は、関係市町村長11名、郡長2名、隣接する自然公園の担当者1名の他、公園局担当者となっている。ザール・フンスリュック自然公園は、公園区域内の18市町村および4郡の長の22名を会員とする総会で公園運営の意思決定が行われる。

イタリア国立公園局は、自然保護の枠組みに関して規定する法律394号により、局長および12名の委員で構成される評議会の設置を定めている（全国共通）。評議員は指名により選出され、環境国土省、農林水産省、環境保護団体、関係学会により、各々2名、1名、2名、2名が指名されるほか、公園地域に含まれる自治体によって構成される公園連合会から5名が選出される。地域自然公園は地域（州）が指定する公園で、シレンテ・ベリーノ地域自然公園の場合、州、大学、環境団体による指名が各2名、2名、1名となっているほか、公園協同体から6名の合計11名によって構成される。

細かい点では違いが見られるものの、今回の事例ではすべて、公園運営の意思決定に地域関係主体が関与するという形で地域協働が制度化されていることが明らかとなった。

（連絡先：八巻一成 yamaki@ffpri.affrc.go.jp）